

訪問リハビリテーション等契約書

第1条（訪問リハビリ及び介護予防訪問リハビリサービス契約の目的）

社会医療法人養生園が運営する、リハビリセンターグリーン TAOKA（以下「事業所」という）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い

____様（以下「利用者」という）に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」）のサービスを提供します。

第2条（契約期間）

1. 契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護及び要支援認定有効期間満了日までとします。

2. 上記の契約期間満了日の2日前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合、本契約は同じ条件で自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス内容の変更）

1. 事業所は、利用者が居宅サービス及び介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という）の変更を希望する場合には、速やかに担当の介護支援専門員（以下「ケアマネージャー」という）に連絡するなど、必要な措置をとります。

第4条（サービス内容の変更）

1. 事業所が提供するサービスのうち、この契約で利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険法適用の有無については「サービス内容説明書」の通りです。

2. 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業所は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3. サービス内容を変更した場合、変更後のサービスの内容、利用回数、利用料について、利用者の同意を得ます。

第5条（介護保険の適用を受けないサービスの説明）

事業所は、その提供するサービスのうち介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業所に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

第7条（利用者の解除権）

利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

1. 事業所が、正当な理由なく本契約に定める訪問リハビリ及び介護予防訪問リハビリサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなかった場合。
2. 事業所が、第12条に定める守秘義務に違反した場合。
3. 事業所が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけまたは著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

第8条（事業所の解除権）

1. 事業所は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
2. 事業所は、前項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

第9条（利用料の滞納）

1. 利用者が、正当な理由なく事業所に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、事業所は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内にその支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
2. 事業所は、前項の催告をした場合には、第8条2項と同様の措置を取り、介護サービス計画の変更や、一般施策に基づくサービスの利用を図る等の調整を行います。
3. 事業所は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

第10条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

1. 利用者が死亡したとき。
2. 利用者から、第6条または第7条に基づき解除の意思表示がなされたとき。
3. 事業所から、第8条に基づき解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
4. 事業所から、第9条に基づき契約の解除の意思表示がなされたとき。
5. 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
6. 利用者の要介護・要支援状態区分が、自立とされた場合。

第 1 1 条（損害賠償）

1. 事業所は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、事業所に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

2. 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第 1 2 条（秘密保持）

1. 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2. あらかじめ重要事項を説明する際に利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

3. 上記について本契約をもって同意とみなします。

第 1 3 条（苦情処理）

1. 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。なお、当事業所の苦情申立窓口は下記の通りです。

名称 リハビリセンターグリーン TAOKA 訪問リハビリテーション 苦情相談
担当 看護部 師長 日野 沙織
電話 (088)678-5555
FAX (088)678-5865

2. 事業所は、利用者提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3. 事業所は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第 1 4 条（サービス内容等の記録作成・保存）

1. 事業所は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

2. 事業所は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成して、利用者に説明のうえ提出します。

3. 事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。

4. 利用者は、事業所に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面その他

(代理人) 住 所

氏 名 印 (続柄)

サービス内容・重要事項説明書

◆ サービス内容説明書

リハビリセンターグリーン TAOKA 訪問リハビリテーションがあなたに提供するサービスは以下の通りです。

1. 提供するサービス・・・訪問リハビリ及び介護予防訪問リハビリサービス

(月・火・水・木・金・土) 曜日

このサービスの提供手順は以下の通りです。

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護・要支援状態となることの予防となるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、親切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし、分からないことがあれば、担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
- ③ サービスの提供にあたっては、別紙「訪問リハビリ計画書」に基づき、利用者の機能の維持回復を図るように適切に実施いたします。
- ④ 提供した訪問リハビリテーション等に関しては、利用者の健康手帳の医療の記載に必要な事項を記載します。
- ⑤ 訪問リハビリの提供開始に際しては、主治医の文書による指示を行います。
- ⑥ 当事業所は訪問リハビリテーション等を提供する際に、主治医による指示が必要なたため3ヶ月に1回の診察又は往診を行って頂きます。

当事業所は主治医に対し、訪問リハビリ計画書及び訪問リハビリ報告書を提出します。

2. サービス提供体制

スタッフは以下の通りです。

理学療法士4名 作業療法士1名 言語聴覚士1名

あなたを担当させて頂くのは(前田,宮原,岸,津司,庄司,新田)です。

職員は常に身分証明書を携帯しています。

必要な場合はいつでも提示をお求めください。

3. 担当職員の変更

- ① あなたは、いつでも担当の訪問リハビリスタッフの変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は訪問リハビリテーション等サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ② 当事業所は、担当の訪問リハビリスタッフが退職する等、正当な理由がある場合に限り、担当の訪問リハビリスタッフを変更する事があります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

4. 利用料

訪問リハビリテーション等サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

区分	時間	単価	頻度	利用料	備考(加算)
保険適用分		円	回/月	円	単位表参照

交通費、キャンセル料は必要ありません。

- ① 訪問リハビリテーション等サービスが介護保険の適応を受ける場合、所定の負担割合に応じてお支払いいただきます。

ただし保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後、市町村から所定の割合の払い戻しを受ける方法）をご希望の場合には、当事業所にお申し出ください。

- ② 提供を受ける訪問リハビリテーション等サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ③ 当事業所は、あなたに対し毎月 15 日までに、サービスの提供日、先月の利用料等の内訳を記載した『利用料明細書』を作成し、請求書に添付します。
- ④ 毎月の利用料は、月末までに訪問リハビリテーションスタッフにお支払いください。（他の支払い方法をご希望の方は、お申し出ください）

5. 通常業務の実施地域

通常業務の実施地域は、徳島市内及び板野郡、一部鳴門市の区域とします。

上記以外の区域でも相談に応じて訪問可能な事があります。

6. 提供拒否の禁止

正当な理由なく事業の提供を拒むことはありません。やむを得ず提供できない場合は、担当の居宅介護支援専門員に状況を報告し、適切な措置を講じます。

◆重要事項説明書

あなたに対する訪問リハビリテーション等サービス提供の開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所及びご利用の事業所

事業所の名称	リハビリセンターグリーン TAOKA 訪問リハビリテーション
事業所の所在地	徳島市川内町北原 31-3
法人種別	社会医療法人 養生園
指定年月日	平成 25 年 12 月 1 日
指定事業所番号	3650180205
管理者名	中川 清美
電話番号	(088) 678-5555
F A X 番号	(088) 678-5865

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	家庭での療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るとともにその生活の質の確保を図ることを目的とする。
運営の方針	高齢者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

3. 事業所の職員体制

職種	員数	勤務の体制
理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	9名	管理者1名(常勤兼務)、スタッフ7名(常勤兼務)1名(非常勤)勤務

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	午前8時30分～午後5時15分まで 常勤兼務で8名,非常勤で1名	4週 9休

5. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ※1月1日、1月2日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで

6. 苦情申立窓口

- ① リハビリセンターグリーン TAOKA 訪問リハビリテーション苦情相談 看護部：日野沙織
電話 088-678-5555 (月～土 午前9時～午後5時【祝日を除く】)
- ② 徳島県 保険福祉部 長寿いきがい課 介護支援担当
電話 088-621-2213 (平日 午前8時30分～午後6時15分)
- ③ 徳島市 徳島市役所 高齢介護課
電話 088-621-5585 (平日 午前8時30分～午後5時)
- ④ 徳島市 徳島市役所 健康長寿課
電話 088-621-5574 (平日 午前8時30分～午後5時)
- ⑤ 板野町 板野町役場 福祉保健課
電話 088-672-5980 (平日 午前8時30分～午後5時15分)
- ⑥ 鳴門市 鳴門市役所 長寿介護課 高齢支援担当
電話 088-684-1175 (平日 午前8時30分～午後5時15分)
- ⑦ 松茂町 松茂町役場 長寿社会課
電話 088-699-2111 (平日 午前8時30分～午後5時15分)
- ⑧ 藍住町 藍住町役場 健康推進課
電話 088-637-3311 (平日 午前8時30分～午後5時15分)
- ⑨ 北島町 北島町役場 健康保険課
電話 088-698-9805 (平日 午前8時30分～午後5時15分)
- ⑩ 上板町 健康推進課
電話 088-694-6810 (平日 午前8時30分～午後5時15分)
- ⑪ 徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課
電話 088-666-0117 (平日 午前9時～午後5時)
- ⑫ 徳島県運営適正化委員会
電話 088-611-9988 (平日 午前9時～午後5時)

7. 緊急時の対応方法

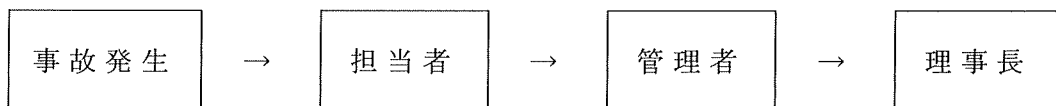
利用者の主治医又は、事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	() -
協力医療機関	名称	社会医療法人 養生園 こころの医療センター
	院長名	住谷 さつき
	所在地	徳島市城東町2丁目7-9
	電話番号	(088)622-5556
	診療科	精神科、神経科、内科、歯科(入院患者)
	入院設備	有(358床)

協力医療機関 緊急連絡先	名称	医療法人 倚山会 田岡病院
	院長名	吉岡 一夫
	所在地	徳島市万代町 4 丁目 2 ー 2
	電話番号	(088)622-7788
	診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、循環器科、放射線科、呼吸器科、麻酔科、呼吸器外科、形成外科
	入院設備	有(199 床)
	救急指定の有無	有(第二次救急医療告示病院)
	契約の概要	24 時間 365 日 救急対応可能です。

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	() ー
	昼間の連絡先	() ー
	夜間の連絡先	() ー

8. 事故発生時の対応



万が一、事故が発生した場合には「事故報告書」にて遅滞なくその旨を上司に報告・対処し、二度と同じ事を繰り返さないよう反省、改良します。
訪問リハビリテーション等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】

所在地 徳島市川内町北原 3 1 ー 3
 名称 社会医療法人 養生園
 リハビリセンターグリーン TAOKA 訪問リハビリテーション
 理事長 田岡 雅世 印

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問リハビリテーション等についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

印

印（続柄 ）